

請 願 文 書 表

( 2 8 年 1 2 月 定 例 会 )

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
5	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願	京都府南丹市園部町美園町 7 - 2 1 - 1 4  京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク口丹ブロック委員会 委員長 氏家 康博	堤 松男 田中 豊 木曾 利廣 藤本 弘	<p>( 請 願 の 要 旨 )</p> <p>中途失聴者・難聴者が、国民と同様に自由に政治参加できるように、情報保障及びコミュニケーション手段を制約している公職選挙法並びに関係法令の改正を求めること。</p> <p>( 請 願 の 理 由 )</p> <p>近年、高齢社会の進行に伴って老人性難聴者が増加しており、70歳以上の約5割以上が難聴だとも言われております。従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約600万人の方がおられると予想されます。</p> <p>こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法では、政見放送に字幕を挿入することが認められず、基本的人権の一つである参政権や知る権利が不当に制限されている状況です。</p> <p>我が国におきましては2013年1月に「障害者の権利に関する条約」第2条においても、「意思疎通」の手段として、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態と定義がされており、公職選挙法におけるバリアフリー化の対応が求められます。</p> <p>こうした観点から、公職選挙においても、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会における手話や要約筆記も選挙活動と理解すべきではなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えべきであります。</p> <p>現在、障害者差別解消法の下で、関係法令の改正が順次行われています。私たちの要望を反映させるよう、下記の通り公職選挙法並びに関係法令が速やかに改正されることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること</li> <li>2 . 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること</li> </ol> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	総務文教 常任委員会